

仕 様 書

1 件名

令和元年度チャレンジショップ創の実の沿線交通広告及び沿線フリーぺーパー記事掲載の委託

2 履行場所

公社が指定する場所

3 履行期限

令和2年3月31日

4 業務委託の目的

東京都チャレンジショップの「創の実 吉祥寺・自由が丘」リニューアルオープンに伴う認知度向上のため、交通媒体等を活用した周知広告を行う。

5 業務委託の概要

東京都チャレンジショップ「創の実 吉祥寺・自由が丘」において、新たに5人が出店し、店舗がリニューアルオープンする。リニューアルオープンに伴い、店舗の最寄駅である「吉祥寺駅」と「自由が丘駅」を利用する来街者に対して、事業内容及び出店者の周知を図るために広告を実施する。

6 委託内容

受託者は、以下の広告物の製作、広告媒体の活用を実施すること。広告媒体を利用するための掲載枠等の確保、納品等の実施に伴うデザイン製作及び掲出に関する手続き・契約・調整・作業等は、委託に含むものとする。なお、JR東日本・京王電鉄における広告媒体に掲載する広告物は「創の実・吉祥寺」についての内容、東急電鉄における広告媒体で掲載する広告物は「創の実・自由が丘」についての内容をそれぞれ適用すること。

(1) 広告媒体

【車内デジタル広告】

媒体名	規格・数量	放映期間	紹介施設
JR東日本 ・中央線快速 ・中央総武線各駅停車	・トレインチャンネル ・スポットCM ・15秒	令和2年1月21日～2月10日の間で7日間	東京都チャレンジショップ創の実「吉祥寺」
京王電鉄 ・京王本線 ・井の頭線	・K-DGチャンネル ・スポットCM-A ・15秒	令和2年1月21日～2月10日の間で7日間	東京都チャレンジショップ創の実「吉祥寺」
東急電鉄 ・大井町線 ・東横線 ・田園都市線 ・目黒線	・TOQビジョン ・スポットCM ・15秒	令和2年2月20日～3月11日の間で7日間	東京都チャレンジショップ創の実「自由が丘」

【デジタルサイネージ】

媒体名	規格・数量	掲載期間	紹介施設
J R 東日本 ・吉祥寺駅	・15秒 ・J・AD ビジョンス ーションネットワーク 吉祥寺駅南北自由通路	令和2年1月21日 ～2月10日の間 で7日間	東京都チャレンジ ショップ創の実 「吉祥寺」
京王電鉄 ・吉祥寺駅	・15秒 ・吉祥寺 K-DG ウォ ール5面	令和2年1月21日 ～2月10日の間 で7日間	東京都チャレンジ ショップ創の実 「吉祥寺」
東急電鉄 ・自由が丘駅	・15秒 ・TOQ サイネージビ ラー ・4柱12面	令和2年2月20 日～3月11日 の間で7日間	東京都チャレンジ ショップ創の実 「自由が丘」

【沿線フリーペーパー】

媒体名	規格・数量	掲載日	紹介施設
東急電鉄 ・SALUS	・紙面体裁は中面 2ページ	令和2年2月20 日	東京都チャレンジ ショップ創の実 「自由が丘」

※掲載枠が確保できないなど、受託者の責によらない事情によって、掲載期間中の放
映・掲載が困難になった場合、契約期間内で掲載可能な期間を確保し、公社の承認
を受けた上で実施すること。

(2)広告物の製作

製作する広告物の内容は、リニューアルオープンに伴う東京都チャレンジショップ
「創の実 吉祥寺・自由が丘」の事業情報、出店者情報、基本情報等の紹介で吉祥寺・
自由が丘それぞれ別に製作すること。具体的な内容、掲載画像、フォントの大きさ、
文字数、デザイン、レイアウト等については公社と協議し、決定すること。

【車内デジタル広告及びデジタルサイネージ広告用動画】

- ・スポット放送用 15秒

車両デジタル広告及びデジタルサイネージ双方で放送する動画を制作すること
(同デザイン可)。受託者は、実施に必要な作業・手続き・調整等を行うものと
する。デザインは公社と協議の上貴社作成のデザインを使用すること。

なお、掲載媒体ごとの納品指定フォーマット形式は、貴社により適宜変更、適用さ
せること。

ア. 内容

- ・内容は、リニューアルオープン等の東京都チャレンジショップ「創の実」の事業
情報、商品及び特徴等の出店者情報、営業時間及び地図等の基本情報の紹介とす
る。

- ・各構成イメージが実現可能な仕様で静止画を作成する。その際、必要であれば写真撮影及び取材を行うこと。
- ・各構成イメージを校正し、各画面で適切な時間配分を行い、全体で15秒に収まるように作成する。
- ・静止画をつないで動画を作成する。音声はなし。
- ・公社の指示によりテロップにて各種情報を入れる。
- ・アクセスについて駅から店舗までの簡単な地図を作成し、店舗まで誘導する。
- ・公社ロゴ、産業労働局ロゴ、創の実ロゴは公社より支給する。
- ・動画の構成、掲載写真及び内容、フォントの大きさ、文字数、デザイン、レイアウト等については、公社と協議の上、決定すること。
- ・校正は2回以上行うこと。

イ. 構成イメージ

以下の静止画をつないで動画を製作する。詳細については公社と協議の上、決定する。

- ・創の実（吉祥寺・自由が丘）の事業情報（外観写真やリニューアルオープン情報等）
- ・出店者情報（テナントAの店名、商品写真等）
- ・出店者情報（テナントBの店名、商品写真等）
- ・出店者情報（テナントCの店名、商品写真等）
- ・基本情報（吉祥寺駅から徒歩4分／自由が丘駅から徒歩5分、店舗までの地図等のアクセス紹介）
- ・基本情報（東京都産業労働局ロゴ、公社ロゴ、創の実ロゴ等）

ウ. 広告媒体提供元への納品

- ・仕様に基づき、デザイン審査を経て納品する。

フォーマット形式 各広告媒体運営元納品指定フォーマット形式に合わせ、各広告媒体の運営元へ納品すること。

エ. 委託者への納品

- ・納品場所

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-1 3 住友商事神田和泉町ビル9階
(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 地域産業振興係

- ・納品日 掲載媒体への納品期限1週間以内
- ・フォーマット形式 M P 4

【沿線フリーペーパー(SALUS)用記事】

ア. 製作する記事の内容は、リニューアルオープン等の東京都チャレンジショップ「創の実」の事業情報、商品及び特徴等の出店者情報、営業時間及び地図等の基本情報の紹介とする。

イ. 記事掲載のための写真撮影、取材を行うこと。

ウ. 店舗写真撮影及び出店者への取材に際しては、公社と日程調整の上、行うこと。

エ. 記事の写真及び内容、フォントの大きさ、文字数、デザイン、レイアウト等については、公社と協議の上、決定すること。

オ. 掲載内容は下記の項目を必ず含むこと。他内容については協議の上決定する。

出店者の店名・店及び商品紹介・問い合わせ先

創の実の営業時間・地図・住所・HP の QR コード(<https://tokyo-sounomi.com/>)、
東京都産業労働局ロゴ、公社ロゴ、創の実ロゴを必ず入れること。

カ. 校正 2 回以上

キ. 配布方法：東急専用ラックに掲出

ク. 委託者への納品

・ 納品部数 下記納品場所①～20 部、②～30 部納品すること。

・ 納品場所

① 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13

住友商事神田和泉町ビル 9 階

(公財)東京都中小企業振興公社 事業戦略部

経営戦略課 地域産業振興係

② 〒152-0035 東京都目黒区自由が丘 2-17-6 THE FRONT 1 F

東京都チャレンジショップ創の実 自由が丘

7 提出物

(1) 各媒体を活用したことが分かる証明書類

各媒体を活用した P R の完了後、すみやかに、放映・掲載等がなされたことを証明する書類（各媒体社が作成する掲出証明書や、デジタルサイネージ等の表示されている状態の写真等）を提出すること。

8 支払い

- (1) 受託者は、全ての業務完了後、すみやかに公社指定様式「委託完了届」を公社へ提出し、履行状況の確認を受けること。
- (2) 公社は、受託者の履行状況を確認の上、受託者からの適法な請求書及び支払金口座振替依頼書をもとに、受託者に対し、一括して委託料を支払う。

9 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、この仕様書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、公社と協議し、公社の承諾を得た場合にはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

10 著作権等について

当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

なお、車内デジタル広告及びデジタルサイネージ広告用動画の製作について受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原著作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作者人格権を行使しないものとすること。

11 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する

る特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は
写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

12 契約事項の遵守・守秘義務

本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

13 契約案件の公表

・公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

・公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区別）、契約種別（工事・委託・物品等の区別）、契約相手方の名称、契約金額

・公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

14 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙に定めるところによる。

15 個人情報等に関する取扱い

・別紙「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」のとおり

16 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

17 担当

(公財)東京都中小企業振興公社

事業戦略部 経営戦略課 地域産業振興係

東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階

電話 03-5822-7237